

業 務 瓦 版

2019年11月17日

第 33 号

J R 東海 労新 幹線 地本
業 務 部

台風19号接近に伴う計画運休実施 に関する団体交渉の申し入れ！

新幹線地本は10月30日に「台風19号接近に伴う計画運休実施に関する団体交渉の申し入れ」を行いました。しかし、会社は11月12日の窓口折衝において、団体交渉ではなく業務委員会で協議したいということをはっきりとしました。

会社は「団交の付議事項に当たらないため団交とはならない。しかし、説明する必要があると認識するため業務委員会を開催したい。」というものでした。

組合は「制度、勤務、賃金、安全など、労働条件に関わる重要な内容であり、団体交渉で協議するべきである。」と団交開催を強く求めました。また、義務的団交についても言及しましたが、会社はあくまで団交事項ではないとして対立しました。

組合は、申し入れ内容の重要性に鑑み協議は必要であると判断し、団交拒否に抗議し業務委員会開催を決めました。業務委員会開催日は12月10日となりました。

申し入れ内容は以下の通りです。

《 申し入れ内容 》

J R 東海 労幹 地申 第 8 号

台風19号接近に伴う計画運休実施に関する団体交渉の申し入れ

10月12日、台風19号接近に伴い、JR東海管内を含むJR他社や私鉄各線の計画運休が実施された。しかし今回の計画運休実施に際して、8月15日の台風10号の際に計画運休が実施され、多くの問題が露出した教訓を全くいかすことができず、むしろ無理矢理に労働外時間を指示することに主眼があったために多くの問題が現出したと言わざるを得ない。その結果、勤務、賃金、安全衛生や安全への配慮など多くの問題が発生している。従って下記の通り申し入れるので団体交渉を開催すること。

記

1. 会社は、2019年10月12日（以下日にちのみの表記は2019年10月の日にちとする）に計画運休を実施すると決定したのはいつの時点なのか、及びその場合のB（運転士）・C（車掌）運用はいつの時点で決定したのか明らかにすること。

2. 11日から13日の2泊3日の勤務を決定したのはいつの時点なのか明らかにすること。また、11日の出勤点呼をするまで2泊3日になることを、事前に電話などで当該乗務員に連絡しなかったのはなぜなのか明らかにすること。
3. 計画運休を実施する上で当然B・C運用を決定して、勤務をどう扱いのか決定されているのがあたり前であるといえるが、それについて明らかにすること。また、なぜ11日から13日の勤務の扱い及び勤務認証、労働時間を現場管理者の誰に聞いても応えられないという事態が現出したのか明らかにすること。さらに、全く決定していなかったのかどうか明らかにすること。
4. 11日から13日の下記の勤務の扱い及び勤務認証、労働時間を明らかにすること。
- ① 11日退出－12日出勤－13日退出の場合
 - ② 11日退出－12日休日－13日出勤が午前中の場合（12日前泊した場合）
 - ③ 11日出勤－12日退出－13日休日の場合（11日出勤して11日退出の場合）
 - ④ 11日出勤－12日退出－13日出勤の場合（12日前泊した場合）
 - ⑤ 11日出勤－12日出先泊－13日退出の場合（2泊3日した場合）
 - ⑥ 11日出勤－12日一部列車担当－13日退出（2泊3日で12日業務を指定された場合）
 - ⑦ 11日出勤－12日出先泊－13日退出の場合（2泊3日で13日公休・特休の場合）
 - ⑧ 11日出勤－12日出先泊－13日退出の場合（11日と12日休日出勤指定されていた場合）
 - ⑨ 11日休日－12日出勤－13日退出の場合（12日と13日休日出勤指定されていた場合）
 - ⑩ 12日出勤－13日退出の場合
 - ⑪ 12日出勤－13日退出の場合（12日出勤で指定された時刻より遅れた場合）
 - ⑫ 12日出勤－13日休日の場合（12日日勤勤務の場合）
 - ⑬ 13日出勤－14日退出の場合（13日午前中出勤で12日前泊した場合）
 - ⑭ 11日から13日で年休を発給した場合の取り扱いを明らかにすること。
 - ⑮ 11日から13日まで休日出勤を指定した場合の取り扱いを明らかにすること。
5. 11日出勤し2泊3日の勤務が指定された乗務員が、12日大阪第一運輸所では、8時起床で8時30分ぐらいに変更記事票が渡された。なぜ、出先点呼をしなかったのか。変更記事票は業務指示ではないのか。当然労働時間といえるがそれについて明らかにすること。（夕方、20時にも一部12日出庫を担当した乗務員に同様に事前に渡した変更記事票に変更がないか確認した事実がある）
6. 台風19号による計画運休にともない特休・公休の休日で仕事をした時の取扱いについて明らかにすること。

7. 前項6の休日に対して、別の日に変更を申し出たが認められなかったのはなぜなのか明らかにすること。
8. 2泊3日及び3泊4日となった乗務員は何人いたのか明らかにすること。
9. 13日が休日の場合に、2泊3日となったために9日間連続勤務となった乗務員は何人いたのか明らかにすること。また、7日間及び8日間連続勤務となった乗務員は何人いたのか明らかにすること。さらに、このような連続勤務をさせたのはなぜなのか明らかにすること。加えて、体調不良を訴えたにもかかわらず休ませなかった事象があったが、その理由について明らかにすること。
10. 過日、東二運総第13号（10月25日総務科長）の掲示で『台風19号に伴う勤務の取扱について』が出されたが、この取り扱いは、今回の台風19号に限定した取り扱いなのかどうか明らかにすること。さらに、基本的な考え方の中で、「特段指示がない限り」とあるが、特段の指示とはどういうことを指すのか明らかにすること。また、「基本給部分は保障されます」とはどういうことなのか明らかにすること。2泊3日については、就業規則第93条第2項を適用するとしているが、その他の勤務の扱いはどのように扱うのか明らかにすること。
11. 12日及び13日出勤者に対して、12日は交通機関が計画運休となっているなかで21時頃に出勤するように命じた理由を明らかにすること。
12. 13日が休日となる乗務員が冠婚葬祭や旅行を予定していたがすべてキャンセルとなった事実がある。あらかじめ12日計画運休が決定しても代替乗務員の手配をせず勤務に就かせた理由を明らかにすること。
13. 2泊3日や3泊4日となる乗務員運用は安全と健康問題から止めること。
14. 11日から13日に勤務した乗務員は、行路票に指定した労働時間を保障するのは当然であるといえるが、見解を明らかにすること。
15. 11日から13日休日勤務を指定された乗務員は、行路票に指定した労働時間を保障するのは当然であるといえるが見解を明らかにすること。
16. 12日訓練を指定した乗務員は、2項超勤で整理すること。
17. 11日から13日に公休・特休を買い上げる労働時間は、7時間としなければ不公平が出てくるが見解を明らかにすること。
18. 前泊の手配及びホテル代の支払いは、会社が責任を持ってやること。なお、給料へのホテル代振り込みだと税金の対象になるため全額戻ってこないということに

なるが会社の考え方を明らかにすること。

19. 災害時において会社は、休養、食事等について配慮するとしているが、台風19号での実態について明らかにすること。
20. 台風接近中でも、静岡や浜松泊ではすべての食事を買いに行かざるを得ない状況があったが会社の考え方について明らかにすること。
21. 災害時にはすべての待機所で、会社が責任を持って食事を手配するのは当然であると思うが会社の考え方について明らかにすること。
22. 今回の台風19号の対応で、連続勤務が発生しているが、安全上重大な問題であり、会社の安全配慮義務違反であるといえる。このことについて会社の見解を明らかにすること。
23. 13日1Aから所定時刻で運転を行った。線路等の設備の安全点検をどのように行ったか時系列で明らかにすること。

以 上

*** 私たちJR東海労新幹線地本は、安全で安心して働きやすい労働条件及び職場環境の改善に向けて、今後も会社に申し入れを行い問題解決に向け協議していきます。**